特　21	労災保険法施行規則	第46条の18第６号の作業	1000分の３
特　22	労災保険法施行規則	第46条の18第７号の作業	1000分の３

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○経済産業省令第六号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十九条第一項の規定に基づき、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月二十六日

経済産業大臣　梶山　弘志

発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令

発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第四条）	第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　ボイラー等及びその附属設備（第五条―第十一条）	第二章　ボイラー等及びその附属設備（第五条―第十一条）
第三章　蒸気タービン及びその附属設備（第十二条―第十七条）	第三章　蒸気タービン及びその附属設備（第十二条―第十七条）
第四章　ガスタービン及びその附属設備（第十八条―第二十三条）	第四章　ガスタービン及びその附属設備（第十八条―第二十三条）
第五章　内燃機関及びその附属設備（第二十四条―第二十九条）	第五章　内燃機関及びその附属設備（第二十四条―第二十九条）
第六章　燃料電池設備（第三十条―第三十六条）	第六章　燃料電池設備（第三十条―第三十六条）
第七章　液化ガス設備（第三十七条―第五十四条）	第七章　液化ガス設備（第三十七条―第五十四条）
第八章　ガス化炉設備（第五十五条―第六十八条）	第八章　ガス化炉設備（第五十五条―第六十八条）
第八章の二　バイオマス発電設備（第六十八条の二）	（新設）
第九章　可燃性の廃棄物を主な原材料として固形化した燃料の貯蔵設備（第六十九条―第七十三条）	第九章　可燃性の廃棄物を主な原材料として固形化した燃料の貯蔵設備（第六十九条―第七十三条）
第九章の二　スターリングエンジン及びその附属設備（第七十三条の二―第七十三条の六）	第九章の二　スターリングエンジン及びその附属設備（第七十三条の二―第七十三条の六）
第十章　溶接部（第七十四条）	第十章　溶接部（第七十四条）
第十一章　雑則（第七十五条）	第十一章　雑則（第七十五条）
附則	附則
第八章の二　バイオマス発電設備	［新設］
（バイオマス発電設備の技術基準）	
第六十八条の二　バイオマス発電設備（バイオマス燃料（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）を加熱、発酵その他の処理によりガスを発生させ、当該ガスを発電の用に供するものであって、一日のガス発生能力が標準状態（温度零度及び圧力一〇一・三二五〇キロパスカルの状態をいう。）において三百立方メートル以上であり、ガスの圧力が〇・一メガパスカル未満（ゲージ圧力をいう。）のもの（第八章ガス化炉設備は除く。）をいう。以下同じ。）の技術基準については、ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成十二年通商産業省令第百一号）第六条（第二項、第三項、第七項及び第八項を除く。）、第九条から第	

特　20	労災保険法施行規則	第46条の18第６号の作業	1000分の３
特　21	労災保険法施行規則	第46条の18第７号の作業	1000分の３